

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和3年8月20日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

平成29年12月から令和3年3月まで9か月間は働いて税金も1000円ほど納めているのに、なぜその期間が（返還対象に）含まれるのか。

（63条返還処分1については、）高等裁判所で争っている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 1月 31日	諮問
令和 5年 2月 27日	審議（第75回第2部会）
令和 5年 3月 9日	請求人から主張書面等を収受
令和 5年 3月 15日	請求人から主張書面等を収受
令和 5年 3月 24日	審議（第76回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び収入認定について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定める。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする、と定める。

そして、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)）。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨を定める。

イ 遡及して受給した年金収入については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性から、自立更生費等の控除には厳格な対応が求められ、次のように取り扱うこととされている（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）1・(2)）。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となることとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受

給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

- (3) 次官通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。また、費用返還通知は、同法 254 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分 of 検討

(1) 法 63 条の規定の適用

請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既に本件企業年金を受給する権利を有していたことが認められる。その場合、本来は、年金受給権取得当初から裁定請求を行って現実の給付を受けることができるものであるから、法 4 条 1 項の規定の趣旨からすれば、本件企業年金受給による収入を、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

ところで、本件企業年金については、裁定請求の手續が遅れたため、令和 3 年 4 月に至って、平成 21 年 8 月から令和 2 年 11 月までの間に支給事由が発生した分が一括して支給されたことが認められる。そして、処分庁は、本件企業年金（遡及分）のうち、平成 21 年 8 月から平成 29 年 11 月までのものは請求人に対する保護開始前に年金受給権が発生したものであるから、保護開始した平成 29 年 12 月の請求人の資力として認定し（上記 1・(2)・イ・(ウ)）、請求人に対する保護開始（平成 29 年 12 月）以降のものについては、本件企業年金（基本年金額 141,720 円）が 2 回目以降の支払額を 70,860 円、支払月を 6

月及び12月とすることから、平成30年6月以降の毎年6月及び12月の資力として認定したことが認められる（別紙1参照。保護開始以降の本件企業年金の収入認定については、後記(2)に記述する。）。

上記事実を踏まえ、処分庁は、請求人において、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分により、保護開始時から令和3年3月までの間に請求人に支給された保護費（当初支給した保護費から、63条返還処分1及び63条返還処分2により既に処分庁が返還決定した額を除いたもの）の範囲で、本件返還額（1,606,160円）を決定したことが認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、本件において、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

また、本件企業年金は遡及支給であるため全額が法63条の返還対象となることを担当職員が請求人に説明しており、この点においても費用返還通知における取扱いに沿ったものであると認められる。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙1「返還金額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、各返還対象月（平成29年12月から令和

3年3月までの各月)において、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合は、支給済保護費に相当する額を返還金額とし、資力総額が支給済保護費を下回る場合は、資力総額に相当する額を当該各月の返還金額としていることが認められ、この算出の方法は、上記1の法令等の定めにも照らして正当であるといえる。

ただし、別紙1「返還金額算定表」には次の誤りが認められる。

ア 本件企業年金(遡及分)の資力発生日について

処分庁は、本件企業年金(遡及分)のうち、請求人の保護開始後の月に相当する月分について、平成30年6月以降の毎年6月及び12月の資力として認定した(別紙1)。

しかし、法63条返還の資力の認定において、本件企業年金(遡及分)は、6か月ごとではなく、当該年金が支給対象とする月に該当する各月の資力として認定すべきである(各月の資力として認定した結果について、別紙2参照)。

イ 支給済保護費の額について

別紙1「返還金額算定表」に記載された支給済保護費の額を、各保護決定調書、63条返還処分1及び63条返還処分2に係る各積算書により確認したところ、平成30年9月分の扶助費は記載された79,220円ではなく、正しくは37,150円、令和元年7月分から同年9月分までの各扶助費は記載された92,140円ではなく、正しくは91,840円であると認められ、支給済保護費の計は、5,095,849円となる(確認した結果について、別紙2参照)。

しかし、上記ア及びイについて算定し直した別紙2によっても、資力の総額及び返還金額の合計額(最下欄)はいずれも変わらず、返還対象期間中の支給済保護費は資力総額を上回っていることから、本件処分による返還決定総額は相当なものと認められる。

(3) 小括

上記(2)に記載したほかに、本件処分に違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、本件処分の返還対象期間である平成29年12月から令和3年3月までのうち、9か月間は働いて税金も1000円ほど納めているのに、なぜその期間が返還対象に含まれるのかと主張する。

しかし、保護決定調書等を確認したところ、令和2年3月分から11月分までの9か月間について、処分庁は、請求人の就労収入を収入認定した上で、なお請求人の需要に不足する分を補う程度において保護費を支給していることが認められる。そして、処分庁は、当該9か月間に支給した保護費を63条返還処分2により既に請求人に返還を求めており、本件処分においては、当該9か月間の支給済保護費を0円として算定しているのであるから（別紙2参照）、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）